

指定管理者監査の結果

第1 監査概要

1 監査の対象

(1) 多良木町民体育館

(指定管理者：あいあいスポーツクラブたらぎ、所管課：教育振興課)

(2) 多良木町武道館（弓道場及び相撲場を含む）

(指定管理者：あいあいスポーツクラブたらぎ、所管課：教育振興課)

(3) 多良木町多目的総合グラウンド（野球場及び陸上競技場）

(指定管理者：あいあいスポーツクラブたらぎ、所管課：教育振興課)

2 監査実施日

平成30年10月25日（木）

3 対象年度

平成29年度

4 監査方法

自治法第199条第7項の規定に基づき、事前に提出された管理運営に関する協定書の写し、指定管理者仕様書の写し、管理運営業務報告書等により担当課には指定管理事務の適正化、また指定管理者については管理運営業務、経営・経理状況等に重点をおいて聞き取り監査及び現地監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

(1) 名称 あいあいスポーツクラブたらぎ

(2) 会長 彌永 磨

(3) 所在地 多良木町大字多良木1467番地3

2 指定管理施設の概要

(1) 町民体育館

①名称 多良木町民体育館

②場所 多良木町大字多良木1467番地3

③施設規模 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）一部2階建

敷地面積 7,341.56㎡

延床面積 2,230.16㎡

④施設内容 1階：バレーボール3面・バスケットボール2面・バドミントン6面・テニス1面・会議室・ステージ・更衣室・トレーニング室

2階：卓球室・観覧席

(2) 武道館

- ①名 称 多良木町武道館
②場 所 多良木町大字多良木1471番地1
③施設規模 構 造 武道館：鉄骨造2階建、一部コンクリート造
弓道場：鉄骨造、木造平屋建
相撲場：木造平屋建
延床面積 武道館：1,660.32㎡
弓道場：132.98㎡
相撲場：81.00㎡
④施設内容 武道館（柔道場、剣道場）、弓道場、相撲場

(3) 多目的総合グラウンド

- ①名 称 多良木町多目的総合グラウンド
②場 所 多良木町大字多良木1652番地1
③施設規模 野球場：両翼93m、センター115m
陸上競技場：300m4種公認トラック
ジョギングコース：約700m
④施設内容 野球場、陸上競技場、ジョギングコース、野球場管理棟、野球場倉庫、陸上競技場管理棟、陸上競技場倉庫、トイレ5箇所

3 指定管理の期間 平成29年4月1日～平成32年3月31日

4 指定管理の業務内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(2) 施設等の利用申請の受付・許可等に関すること。
(3) 各施設の利用料金に関すること。
(4) スポーツ振興事業等に関すること。
(5) その他。

5 指定管理料 17,134,000円

6 指定管理に係る収支状況

(単位：円)

収入決算額	支出決算額	収支差引額
17,849,646	17,477,310	372,336

平成29年度 収支決算書(指定管理者会計)

収入

(単位:円)

項 目		予算額(A)	収入済額(B)	増減(B-A)	説 明
繰越金		710,750	710,750	0	前期繰越金
委託料	維持管理費	10,150,000	10,150,000	0	
	給料	5,760,000	5,760,000	0	職員3名分
	賃金	1,080,000	1,080,000	0	夜間職員
	報酬	144,000	144,000	0	ジムトレーナー報酬
雑収入		3,000	21	△ 2,979	貯金利息
預り金			4,875	4,875	社保個人負担分
合 計		17,847,750	17,849,646	1,896	

支出

項 目		予算額(A)	支出済額(B)	増減(B-A)	説 明	
総務費	報酬	144,000	0	△ 144,000	ジムトレーナー報酬・アスリート育成補助	
	給料	5,760,000	5,760,000	0	職員3名分	
	共済費	1,100,000	1,129,264	29,264	社会保険等事業主負担分	
	賃金	1,500,000	1,694,492	194,492	作業賃金 404,492円・臨時任用 1,290,000円	
	旅費	0	43,500	43,500	費用弁償 42,000円・出張旅費 1,500円	
	需用費	消耗品費	180,000	49,435	△ 130,565	コピー用紙・人吉新聞購読料 ほか
		印刷製本費	50,000	15,120	△ 34,880	各種帳票印刷
		燃料費	10,000	8,778	△ 1,222	トラクター油代
	役務費	400,000	309,007	△ 90,993	施設保険料・電話等通信費・手数料ほか	
	委託料	2,300,000	2,179,240	△ 120,760	防災・火災・清掃ワックス等	
	使用料及び賃借料	120,000	116,640	△ 3,360	ダスキンモップリース料	
	予備費	133,750	0	△ 133,750		
町民体育館費	需用費	消耗品費	100,000	86,655	△ 13,345	蛍光灯・トイレトペーパー ほか
		光熱水費	2,000,000	2,000,435	435	電気料・水道料
		修繕料	100,000	106,174	6,174	貯水槽ホールトップ取替・漏水修理ほか
	使用料及び賃借料	300,000	295,440	△ 4,560	上下水道料	
武道館費	需用費	消耗品費	20,000	16,815	△ 3,185	蛍光灯・トイレトペーパー ほか
		光熱水費	200,000	318,412	118,412	電気料・水道料
		修繕料	30,000	32,400	2,400	洗面場水洗取替・駐車場ランプ取替
	使用料及び賃借料	150,000	149,640	△ 360	上下水道料	
多目的総合グラウンド費	需用費	消耗品費	100,000	60,758	△ 39,242	石灰・トイレトペーパー ほか
		光熱水費	3,000,000	2,943,750	△ 56,250	電気料・水道料
		修繕料	100,000	134,235	34,235	トイレ漏水修理・瓦割れ修理ほか
	使用料及び賃借料	50,000	27,120	△ 22,880	上下水道料	
合 計		17,847,750	17,477,310	△ 370,440		

7 利用実績

施設名		平成28年度	平成29年度	前年比較	伸び率
町民体育館	使用人数	26,887 人	29,348 人	2,461 人	9.15 %
	使用回数	1,290 回	1,264 回	△ 26 回	△ 2.02 %
武道館	使用人数	6,911 人	9,234 人	2,323 人	33.61 %
	使用回数	506 回	710 回	204 回	40.32 %
弓道場	使用人数	764 人	676 人	△ 88 人	△ 11.52 %
	使用回数	158 回	155 回	△ 3 回	△ 1.90 %
陸上競技場	使用人数	14,580 人	15,033 人	453 人	3.11 %
	使用回数	392 回	390 回	△ 2 回	△ 0.51 %
野球場	使用人数	19,822 人	18,965 人	△ 857 人	△ 4.32 %
	使用回数	398 回	389 回	△ 9 回	△ 2.26 %
合 計	使用人数	68,964 人	73,256 人	4,292 人	6.22 %
	使用回数	2,744 回	2,908 回	164 回	5.98 %

8 施設の工事・修繕等状況

(単位：円)

施設名	工事・修繕等名	費用額	備 考
町民体育館	体育館外LEDセンサーライト設置	30,963	
	高圧洗浄機修理	15,163	
	トイレ及び貯水槽漏水修理	33,048	
	トレーニングジム用ハンドベルト修理	19,440	
	事務所受付ガラス破損修理	7,560	
	町民体育館 計	106,174	
武道館	シャワー室洗面所推薦及びランプ取替	32,400	
	武道館 計	32,400	
多目的総合グラウンド	中学校側トイレドア破損修理	3,000	
	各所トイレ漏水修理及びフラッシュバルブ取替	81,675	
	ボール飛び込みによる瓦割れ修理	15,000	
	野球場ホームベース交換	34,560	
	多目的総合グラウンド 計	134,235	
合 計		272,809	

第3 監査の結果

1 担当課について

指定管理事務については協定書、仕様書に基づき概ね適性に行われていた。概ねの記述に関する一部の不備な点については施設・備品の修繕については申し合せにより1件5万円未満は指定管理者負担、1件5万円以上は町が負担する事案の明文化による事務処理の整備等協定、仕様書の履行について徹底されたい。

また、各指定管理施設は建設後、相当の年数が経っており施設の老朽化も進んでいることから、随時小規模な修繕が行われてきているが、今後も避難所としての役割を果たさなければならないことや多くの子ども達が利用することに鑑み、経費の節減を図りながら、危険箇所の改修など安全対策を不断に施していく必要がある。

施設の管理運営については、指定管理者に管理事業を委ねるだけでなく、引き続き業務報告等により常に連携を図り、管理運営上の問題点等についての適切な指導・監督に努められたい。非常時において近接施設との協力、連携が行えるよう、関係部署等との調整を図っていただきたい。

2 指定管理者について

平成29年度における指定管理者に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

経営の部分については平成28年度会計より指定管理者会計分と監査対象外の会費会計分に分けられているが、各施設の利用料金が会費会計に含まれていることに対し、いささか疑念を抱いた。そもそも利用料金は住民福祉の向上を目的とする公の施設におけるサービス提供の対価であることから、指定管理者会計の収支計画書を作成する上で利用料金収入見込額も収入予算として算定し、収支決算書でも利用料金の実績を計上するべきと考える。つまり、指定管理業務に係る経費に対し、収入である指定管理委託料と利用料金等（繰越金、雑収入および預り金を含む）の実績額との差額部分が指定管理者の収益（会費会計）となり得るものとする。

二点目が給料及び各手当の額等を含めた規則等が存在しないため根拠が不明瞭な点である。永続的な団体として体制を確立させるためにも明確な規則等の作成は不可欠と考える。

三点目として備品整理台帳の存在である。指定管理業務仕様書の規定で指定管理者は町の備品と指定管理者の備品を明確に区別した備品整理簿を備えることとなっているが、様式を定めておらず、一元的な管理となっていないので改善を図られた

い。

四点目として、平成 29 年度業務報告書内で、施設使用に関する優先順位として学校行事より商工会行事を優先すると誤解されかねない記述があったので注意されたい。

施設の管理状況については不備な点は見られなかった。清掃についても町、利用者に協力を得ながら定期的に行われており、また防犯面においても各施設に防犯カメラ等が設置されており評価すべき点である。

3 まとめ

人格の無い社団法人等という事で実費弁償の特例措置を受け 5 年間の法人税の免除等を受けておられ会計帳簿はきれいに作成されているので、前回の監査でも指摘しているが経営面の把握をするためにも複式簿記への移行も検討されたい。

また、指定管理者監査業務全般に対する意見として協定書、仕様書等作成時には各施設の現状に相応する内容で作成し、指定管理委託料等は積算根拠を明確にされるよう十分検討される事を強く希望するとともに、トレーニング室の利用促進等なお一層の精力的な事業展開の実施により更なる町民の健康増進に寄与するものと期待するものである。

最後にご多忙の中、多くの資料等を準備していただき、懇切丁寧な説明を頂いたあいあいスポーツクラブの関係者並びに教育振興課の職員の皆様に心より感謝するとともに今後の益々のご活躍を祈念し、まとめとする。